

## 委員会報告(第1常任委員会)

### 平成30年度土岐市一般会計補正予算(第2号)

**質疑** 測量調査委託について、市有地売却にむけた今後のスケジュールは。

**答弁** 今年度中に境界確定測量を行い、公募プロポーザルにより売却先を決めたい。

### 土岐市火災予防条例の一部を改正する条例について

**質疑** 防火対象物の消防用設備の状況が法令に違反する施設はあるか。

**答弁** 現在市内に8施設ある。

土岐市議会議員及び土岐市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について

**質疑** ビラ作成の上限枚数と配布方法について。

**答弁** 市長選挙が16,000枚、市議会議員選挙が4,000枚。新聞折込や個人演説会場等配布方法には制限がある。

### 平成29年度土岐市一般会計決算の認定について(所管部分)

**質疑** 地方交付税が予算額より減収となった理由は。

**答弁** 予算積算時に税収を過少に見込んだことと、国が0.6%交付税を減額したことが要因。

**質疑** 総務費の指定管理者制度事業評価について、問題点、指導事項等はなかったか。

**答弁** 各所管課においてモニタリングを実施したが、特に問題点等指摘事項はなかった。

**質疑** 経済対策臨時福祉給付金給付事業について、給付率は何パーセントか。

**答弁** 10,477人に給付され、給付率は80.6%。

**質疑** 子どもの貧困実態調査事業について、どのような状況を把握されたか。

**答弁** 全国の貧困率が13.9%に対し土岐市では、6.7%だった。今後、子どもの居場所づくりも含め、学習習慣や生活習慣が身に付くような施策を検討する。

**質疑** 児童館に併設された子育て支援センターの運営状況について。

**答弁** 保育園2園での相談体制から、西部、駄知、肥田の児童センターへ移行し、出前相談も実施したことにより大幅に相談者が増加した。

**質疑** 不妊治療費助成事業の実情について。

**答弁** 妊娠した実例も聞いているが、一般不妊治療から特定不妊治療に移行する方も多くみえる。



災害用プライバシーテント

**質疑** 防災資機材整備について、避難所間仕切りは計画通り整備されたのか。

**答弁** 当初、段ボール製パーティションを考えていたが、導入の検討の中で、簡易型テントが有効であると判断し、テントの購入に切り替えた。

**討論** 使用料、手数料の見直しにより、市民の負担が増え、施設の利用機会が減ることは市民サービスの低下につながる懸念がある。市民生活の向上に資する予算執行を要望し、この決算に反対する。



子育て支援センター

平成 29 年度国民健康保険特別会計決算の認定について

**質疑** 実質収支が黒字となった要因は。

**答弁** 薬価改定等により医療費が抑えられたのが大きな要因である。

**討論** 実質収支が黒字の分、被保険者の負担を抑えた保険料にすべきであり、この決算に反対する。

平成 29 年度土岐市介護保険特別会計決算の認定について

**質疑** 介護保険事業計画最終年も黒字決算となったことについてどのように分析しているか。

**答弁** 介護給付費の伸びが計画より下回っている。介護予防事業の効果も要因の一つであり、結果的に黒字決算となった。

平成 29 年度土岐市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について

**質疑** 特定健康診査受診者が減少傾向にあることをどのように考えているのか。

**答弁** 受診者減少の現状には危惧しており、周知活動を積極的に行いたい。

平成 29 年度土岐市病院事業会計決算の認定について

**質疑** 特別損失に計上している 2,800 万円はどのような欠損金か。

**答弁** 過年に実施した空調設備及び受変電設備改修工事設計委託分であるが、施工方法の見直しを諮ったため、一括して費用化した。

**質疑** 30 年 3 月の入院患者数が前年同月比でかなり落ち込んでいる理由は。

**答弁** 30 年 3 月末に退職する医師の担当患者の調整による影響が大きい。

**質疑** 民間等の施設では入所待機者が多いと聞かすが、老人保健施設やすらぎの利用者数が思ったほど伸びていない要因は。

**答弁** 認知症棟の入所希望者は多いが、一般棟の入所希望者はあまり多くない。利用希望者と受け入れ先とのアンマッチが伸び悩みの要因である。

**討論** 給料未払い等により、多くの支出が生じることとなったので、今後厳正な予算執行を図ることをお願いし、この決算に賛成する。

平成 30 年度土岐市一般会計補正予算  
(第 3 号) (所管部分)

**質疑** ブロック塀補助金の現在までの問い合わせ件数は。

**答弁** 51 件の問い合わせの内、14 件が申請された。

財産の取得について (議第 80 号)

**質疑** 一般競争入札の条件が 3 市となっていた理由は。

**答弁** 競争性を確保するためである。

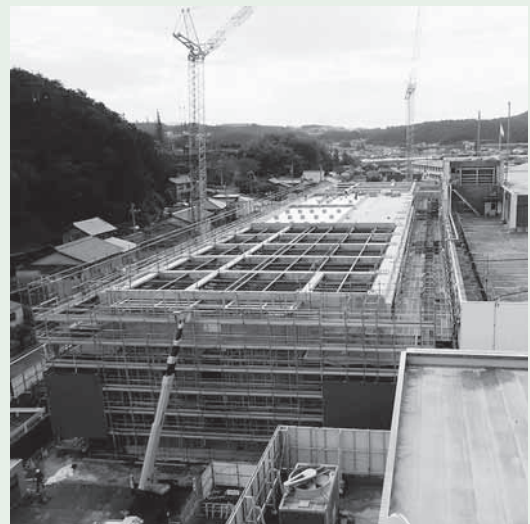
財産の取得について (議第 81 号)

**質疑** 入札の落札率は。

**答弁** 99.7%である。

着々と進む新庁舎工事

平成 31 年 3 月 18 日の開庁(予定)に向けて着実に工事は進んでいます。



## 委員会報告(第2常任委員会)

### 平成30年度土岐市一般会計補正予算(第2号)について

**質疑** 学校建設費について空調設備設計業務委託の完了はいつか。

**答弁** 小学校の設計完了は来年度9月。中学校は来年度3月を予定しているが、できる限り早急にできるよう進めたい。

### 土岐市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

**質疑** 植物工場における高度な環境制御とはどのようなものか。

**答弁** コンピューター等により温度、湿度、二酸化炭素等の状況を常時確認し環境を整えるものである。

### 土岐市弓道場の指定管理者の指定について

**質疑** 指定管理料の額は。

**答弁** 今までの使用状況などを鑑み、指定管理料支払いは予定していない。

### 平成29年度土岐市一般会計決算の認定について

**質疑** 住宅使用料の収入未済額について、家賃の滞納分は5年経過すると不能欠損にしているのか。

**答弁** 時効期間は5年であるが、私債権であるため、援用が無ければ時効は成立しない。

**質疑** 公民館使用料について、社会教育関係団体の使用料減免見直し後の利用状況は。

**答弁** 収入額では120万円増額し、利用団体は212団体増加している。

**質疑** 環境センター長寿命化事業について大規模改修はすべて終了したのか。

**答弁** 平成29年度までの3か年で3焼却炉の耐火物の交換、壁等の補修を行い、躯体の整備は終了しているが、機器等修繕、更新は一定周期で今後も継続する。

**質疑** 観光拠点施設運営事業について、まちゆいはどれくらい集客があったのか。

**答弁** キッズスペースがなくなったことで来客数は減っているが、レジ客数は4,543人、「陶芸体験アトリエとき」利用者は440人あり、昨年より増加している。

**質疑** 給食センター費の蒸気設備整備工事について、今後また7、8年で故障する心配はないのか。

**答弁** 地下ピット内の点検を業務委託するとともに、温度計を設置しチェックも行っており、対策を講じている。

**質疑** 外国人英語指導助手招致事業について、指導助手が3人体制となったことによる効果は。

**答弁** ネイティブの英語を耳にすることは、英語力を伸ばしていくには重要であり、その機会が増えたことは大きな効果である。

**討論** 原発などをはじめとする施設受け入れの迷惑料の性格が強い電源立地地域対策交付金が職員の人件費に充当されていることを疑問に感じることから、この決算認定には反対する。



まちゆい

### 平成29年度土岐市水道事業会計決算の認定について

**質疑** 配水施設改良事業の5億7千万円の内容は。

**答弁** 工事費に相当するもので、耐震性貯水槽設置、基幹病院や広域避難所等への配水管布設、水道施設の更新である。

平成 29 年度土岐市下水道事業特別会計決算の認定について

**質疑** 地方公営企業法適用移行業務委託について、主な内容は。

**答弁** 固定資産台帳作成業務と地方公営企業法適用化に向けたアドバイザー業務である。

平成 29 年度土岐市農業集落排水事業特別会計決算の認定について

**質疑** 水洗化率を向上させるため、どのような取り組みをしているのか。

**答弁** 水洗化普及員が、3 年に 1 度個別訪問を実施しており、引き続き水洗化向上に努めていく。

平成 30 年度土岐市一般会計補正予算（第 3 号）

**質疑** （仮称）大河ドラマ「麒麟がくる」岐阜県推進協議会負担金について、金額は各市町一律か。

**答弁** 総額 1,000 万円で、県が 500 万円、8 市町で 500 万円であり、内訳として、岐阜市、可児市が 70 万円、ほかの 6 市町が各 60 万円となっている。

**質疑** 現在、何か実施しているのか。

**答弁** 協議会が設立されてからになる。

## 土岐市美濃焼のまち条例を制定しました！

このたび、土岐市と美濃焼の発展を願い、議員提出の条例として土岐市美濃焼のまち条例を制定しました。ぜひご一読ください！

土岐市は、1300 年以上の伝統と歴史を持つ美濃焼の産地として、全国でも有数の焼き物のまちとして発展し、陶磁器生産量日本一のまちとして広く知られています。土岐市が美濃焼のまちであることに誇りを持ち、美濃焼の積極的な使用及び普及に努めることにより、地域経済の発展及び地域社会の活性化を図るため、この条例を制定します。

（目的）

第 1 条 この条例は、美濃焼の使用及び普及の促進に努めることにより、地域経済の発展及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

（市の役割）

第 2 条 市は、美濃焼の振興施策を推進し、美濃焼の使用及び普及の促進に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（議会の役割）

第 3 条 議会は、市民の代表として、美濃焼の使用及び普及の促進に関する取組に努めるものとする。

（事業者の役割）

第 4 条 美濃焼に関わる事業者は、その普及の促進に積極的に取り組み、市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

（市民の協力）

第 5 条 市民は、美濃焼に対する関心を深め、その使用に配慮するとともに、市及び事業者が行う普及の促進に関する取組に協力するよう努めるものとする。